

令和8年第2回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第 8号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	
追加 2	発議第 9号	農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を求める意見書の提出について	

発議第8号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年6月10日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康 弘

賛成者 南幌町議会議員 家塚 雅 人

南幌町議会議員 細川 美喜男

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 各宛

発議第9号

農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償
制度の実現を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年6月10日提出

提出者 南幌町議会議員 高橋修平

賛成者 南幌町議会議員 家塚雅人

南幌町議会議員 石川康弘

農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を求める意見書

本町を含む我が国の農業は現在、生産者の高齢化や後継者不足に加え、原油由来原料の逼迫に伴う農業用資材や燃料価格の高騰、異常気象の頻発という複合的な危機に直面し、次世代への継承が困難な状況が広がるなど、国民の命の根幹である「食」を支える基盤が根底から揺らいでいます。

農業経営の持続可能性をより確かなものとし、次世代へ農地をつないでいくためには、一時的な予算措置による支援にとどまらず、農業者が再生産可能な所得を安定的に得られる実効性のある所得補償制度の法制化が不可欠です。

また、国際情勢の不安定化により、食料や生産資材を無制限に輸入できる時代は終わりを迎えつつあります。住民が安心して暮らすための基盤となる食料安全保障の確立は、国家や地域にとっても最重要課題です。カロリーベースで38%（令和6年度）という低水準にある食料自給率を向上させ、国内の生産基盤を維持・強化することは、もはや一刻の猶予もありません。

先進諸国の多くは、農業者の所得を直接的に補償する制度を国家の基本政策として位置づけています。これは、食料生産が単なる一産業ではなく、国民の生存と国家の存立を支える基盤であるとの共通認識によるものです。気候変動や国際市場、資材価格の変動に左右されやすい農業の特性を踏まえれば、所得補償制度の確立は我が国においても最優先の課題です。

よって、国においては、以下の事項について速やかに措置を講じられるよう要望します。

記

1 実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる実効性のある所得補償制度を速やかに法制化すること。その際、制度が永続的かつ安定的に運用されるよう十分な財源を確保すること。

2 持続可能な農業への配慮

環境保全型農業や有機農業など、環境負荷の低減に貢献し、持続可能な農業に取り組む農業者については、適切な評価と重点的な支援が受けられる制度設計とすること。

3 現場の実情を反映した制度設計と運用

地域ごとの多様な農業の実態を十分に踏まえ、小規模・家族経営から大規模

経営まで、多様な担い手の声が反映される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、農林水産大臣 各宛

